

2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)
 花・緑出展(企業・団体・個人)【屋外出展】公募要領
 <二次公募・募集上限あり>

2027年国際園芸博覧会(以下、「GREEN×EXPO 2027」という。)は、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指しています。

その取組の一つとして、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下、「協会」という。)は、庭園作品や生產品(植物、装飾、資材)を展示するとともに、コンペティションに参加いただくことで技術や魅力を世界へ発信いただける出展(以下、「花・緑出展」という。)を募集します。

花・緑出展は、屋外出展と屋内出展があります。本公募要領は、会場内の複数のゾーン・Villageにおいて出展いただく、屋外出展についてご案内します。(別添1参照)

1 屋外出展の概要

(1) 出展概要

GREEN×EXPO 2027のテーマに加え、4つのサブテーマ(別添2参照)のいずれかに適合し、花と緑、農と食、生物、環境(カーボンニュートラルやネイチャーポジティブ)などへの取組に関する庭園・花壇作品や生產品を展示いただける出展方法です。

(例) 優れた造園技術や庭園デザインによる庭園・花壇作品の展示

地域を代表する花き園芸植物の展示

園芸資材や環境、グリーンインフラに関する展示 等

なお、屋外出展については、表-1 のとおり出展キーワードを設定しています。出展作品の企画・検討にあたっては、出展作品のイメージを参考に、出展内容をご検討ください。

【表-1 出展キーワードと出展作品のイメージ】

出展キーワード	出展作品のイメージ
世界の庭	大面積の花壇・庭園、各出展者の自信の草花の展示、庭づくりの技 ※デザイン、技術、思い、芸術、植物、素材へのこだわり
暮らし	植物のある暮らし、庭時間、家庭・家族、テレワーク、まちの花や緑、 未来の暮らし、ローメンテナンス、コミュニティースペース、 プライベートスペース、環境負荷軽減、新技術、防災・減災、 グリーンインフラ
学び・遊び	植物からの学び、子育て、庭であそぶ、自然とあそぶ、土にふれる
伝統・歴史	伝統の技、植物の歴史、地域の歴史と文化、庭づくりの素材

農・食/美容・健康	暮らしの中の農、エディブル、農と植物、生命力、農園・ポタジェ、オープンキッチン
自然の恵み	里山、風景、素材の活用・自然素材、生物多様性、循環、バイオフィリア、ワーケーション、グランピング

(2) 出展内容に関する要件

出展内容は、次に掲げる要件のすべてを満たす必要があります。

- ア GREEN×EXPO 2027のテーマに加え、4つのサブテーマのいずれかに適合し、花・緑・農・食や環境への取組に関するものであること。
- イ 次に掲げるもののいずれかに該当しないこと。
- (ア) 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの
 - (イ) 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの
 - (ウ) GREEN×EXPO 2027の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの
 - (エ) 不当な利益を上げることが目的とするもの
 - (オ) 特定の宗教の布教活動を目的とするもの
- ウ 市場取引において価値を有するものであること。ただし、次の場合はこの限りではない。
- (ア) 学術的価値があるもの
 - (イ) 芸術的価値があるもの
 - (ウ) 希少的価値があるもの
 - (エ) 幅広い愛好者等の参加協力によって展示されるもの
 - (オ) 産業振興や地域振興の意義があるもの
- エ 出展期間における展示物及び作品を最適かつ最良な鑑賞状態で維持すること。

(3) 出展期間

開催中全期間(192日間)／2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)

なお開場時間は、通常時は9:30～19:00、夜間開園時は9:30～21:30を想定しています。

(4) 出展場所

会場内の複数のゾーン・Villageにおいて、出展区画を配置する予定です。1区画あたり25㎡として、複数区画の使用が可能です。なお、区画形状は出展規模や場所によって異なります。また、各ゾーン・Villageの区画規模は、応募状況等により変更することがあります。出展いただくゾーン・Village及び区画数、区画面積については、協会において、会場全体での調和や応募状況等を踏まえた調整を行い、出展契約時に決定します。

※一次公募の結果により、複数区画での申込みについては、希望区画数での出展が叶わない場合があります。特に、100㎡以上(4区画以上)の出展を希望される場合は必ず、事前に出展事務局にご連絡・ご相談ください。

2 募集内容

(1) 募集する事項

GREEN×EXPO 2027 のテーマ・サブテーマとの関連性を踏まえた上で、出展の目的や内容、規模等を検討いただき、参加申込書(様式1-1、詳細は6(4)参照)により申し込みください。

【重要】一次公募からの変更箇所

(2) 二次公募における募集上限

一次公募の結果により、二次公募の募集枠には上限があります。募集枠が限られているため、次に掲げる制限を設けます。

- ア 1つの企業・団体・個人が複数応募することはできません。
- イ 100㎡以上(4区画以上)の出展を希望される場合は必ず、事前に出展事務局にご連絡・ご相談ください。
- ウ 一次公募にて、すでに花・緑出展(企業・団体・個人)【屋外出展】で内定を受けている場合は、新たな参加申込はできません。
- エ 募集上限があるため、申込完了後順次、協会で審査を行い、出展の可否を判断します。
- オ 本博覧会の主旨と著しく相違がある場合は、出展をお断りさせていただく場合があります。
- カ 募集上限満了次第、応募受付期間に関わらず、公募終了する場合があります。

(3) 屋外出展に係る条件

屋外出展に係る出展条件については、表-2のとおりです。

【表-2 屋外出展の出展条件】

項目	内容
出展料	出展料は、無料です。
出展者の費用負担	屋外展示の企画・設計、出展作品の施工、出展作品の維持管理、演出用の電気・水道の使用、出展区画内の原状復旧及び処分等に係る費用については、出展者の負担となります。(詳細は(2(4)参照) なお、かん水のための水道料金は、一律 1,000 円(税込)／区画(25 ㎡・通期)を予定しています。 また、演出用の電気・水道料金は、使用量に応じた実費相当の負担を予定しており、今後お知らせします。
保険	出展者の負担で必要な保険をかけることとなっています。出展者説明会でご案内する期日までに、速やかに保険契約の手続きをし、保険証券等の写しを提出してください。 詳細は、今後公表する保険ガイドラインにてご案内します。

建築物の条件	屋内空間として利用できる面積は、出展区画の20%以内です。 ※建築にあたっては、今後公表する参加ガイドラインを遵守ください。
出展区画内で実施可能な活動等	出展区画において、出展面積の5%以内で出展内容に関連するPR活動を実施することが可能です。 応募時に参加申込書にてPR活動の有無及び内容を提出し、出展内定後に、出展事務局と内容を協議し承認を得る必要があります。 なお、実施する活動(例:無償での飲食(試飲や試食)を伴うPR活動)に応じて、食品衛生法や消防法、その他関係法令が定める手続きを遵守してください。 (PR活動の例) ・出展者や出展作品を紹介する情報の掲示 ・出展作品の解説や野点等のイベントの実施 ・出展者によるプレゼンテーション、デモンストレーション 等
暑さ対策	来場者向けの暑さ対策を会場全体で実施することを検討しています。各出展区画の屋外空間においても、植樹やパーゴラ等による日陰の確保やミストの設置等により、暑さ対策をご検討ください。
夜間開園	夜間開園は、会場の一部で週末を中心に実施する予定です。詳細は、今後お知らせします。
禁止事項	・出展区画内における、出展面積の5%を超える範囲でのPR活動 ・出展区画内における、有償での商品・サービスの提供 ・出展区画の入場料を徴収すること ・寄付を募ること ・その他、上記の出展条件及び本要領に記載する内容に反すること

(4) 屋外出展にあたり考慮いただきたい事項

屋外出展にあたり、下記の事項について、ご考慮いただきますようお願いいたします。

ア 「市民参加」関係

GREEN×EXPO 2027では、開催期間中に、催事やボランティア等による市民参加の各種プログラムを実施することを検討しています。出展内容に応じて、市民参加のプログラムとの連携や協力について、併せてご考慮ください。

イ 「サステナビリティ」関係

GREEN×EXPO 2027では、テーマ「幸せを創る明日の風景」等を踏まえ、生物多様性や気候変動対策等の取組を発信し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。具体的には、GX(グリーントランスフォーメーション)の実現に向け、再生可能エネルギー

ー100%の電気の調達や省エネの推進、カーボンオフセット等の取組により、本博覧会の脱炭素化を推進します。また、既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を推進するとともに、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、GREEN×EXPO 2027を通じて取組を発信します。さらに、本博覧会における仮設建築物は、環境に配慮された「GREEN サーキュラー建築」とします。

出展内容のご検討の際には、サステナビリティに関する取組についてもご考慮ください。

※GREEN×EXPO 2027での「サステナビリティに関する取組み」については、協会ホームページをご参照ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

ウ「ICT」関係

GREEN×EXPO 2027では、1,000万人以上の有料来場者に加えて、地域連携やICT(情報通信技術)活用などの多様な参加形態により、500万人以上の参加を目標としています。このうち、ICTを活用した参加形態については、本博覧会に関連する多様なコンテンツをオンライン上で提供するなど、国や地域、世代を超えた多くの人が、実際に来場する以外の形を通じて参加できるような仕組みを検討しています。

(5) 作業及び経費負担の役割分担

出展区画の設計から撤去までの作業及び経費負担の基本的な役割分担は、表-3のとおりです。

【表-3 屋外出展における役割分担】

項目		作業実施者		経費負担者	
		出展者	協会	出展者	協会
設計	屋外展示の企画・設計	○		○	
工事	出展区画の基盤整備(整地)		○		○
	出展作品の施工(材料調達含む)	○		○	
	電気・給水設備の幹線設置		○		○
	電気・給水設備の枝線設置	○		○	
	出展者銘板の設置		○		○
維持管理	出展作品の維持管理(植替え、かん水 ^{※1} 、施肥、剪定、清掃、花がら摘み、病虫害防除等)	○		○	
	演出用の電気・水道の使用	○		○	
	一般的な会場管理(巡視点検等)		○		○

	ごみの処分	○		○	
撤去	出展区画内の原状復旧及び処分	○		○	
全体	必要な保険手配 ^{※2}	○		○	

※1 日常の軽微(定型的)なかん水作業は協会が実施することもできます。

※2 詳細は、今後公表する保険ガイドラインにてご案内します。

(6) 有償での商品・サービスの提供、催事等について

有償での商品・サービスの提供、催事、出展面積の5%を超える範囲でのPR活動等を希望する場合は、「営業参加」及び「催事参加」での実施が可能です。詳細については、今後お知らせします。

3 各種法令・規則等の遵守

出展者は、出展等に際し、日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例並びに関係法規を遵守しなければなりません。

また、GREEN×EXPO 2027のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、GREEN×EXPO 2027の一般規則及び特別規則並びに参加ガイドライン(今後順次公表予定)、アクセシビリティガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守する必要があります。

4 コンペティションについて

GREEN×EXPO 2027開催期間中にAIPH(国際園芸家協会)規則に基づき、AIPHに承認された審査員によるコンペティションを実施します。世界各国から多数の参加者が集い、庭園や切り花、盆栽など様々な分野でその技術や知識を競い、花き園芸・造園業界における技術の向上、産業の発展、文化の振興等に大きく貢献することが期待されます。

コンペティションのカテゴリーは、植物や庭園、植物加工作品のほか、園芸や農業、造園に関わる技術、緑化技術などを審査する、多様な項目を予定しています。屋外出展(庭園)、屋内出展(全期間出展の庭園)は、コンペティションへ自動エントリーとなる予定です。

コンペティションの詳細は、今後お知らせします。

また、AIPH規則に基づくコンペティションのほか、サステナビリティ、GX、ネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル等をテーマとした、GREEN×EXPO 2027独自のコンペティションについても検討しています。

5 出展者への特典

出展者には、参加形態・規模に応じて、次に掲げる特典の一部又は全部の提供を予定しています。

(1) 呼称権

GREEN×EXPO 2027(2027年国際園芸博覧会)との関わりを示す呼称を表示する権利(ただし商品への使用は除く)

(例) GREEN×EXPO 2027 ○○パートナー ※今後提示する予定です。

(2) 会場内名称表示権

社名等を当該出展区画内等の媒体・アイテム等へ表示する権利

(3) 公式ロゴマーク使用权

自社使用品(名刺・封筒等)及び企業広告(本博覧会への参加に関する事、社会貢献活動などの周知を目的とする広告に限る)に公式ロゴマークを使用する権利

(4) 式典等への招待

主催者が開催する式典等への招待

※特典の範囲や利用方法については、今後提示する予定です。

※2024年10月時点のものであり、今後追加・変更することがあります。

6 応募手続き

(1) 出展参加資格

ア 出展参加資格

参加申込者は、国内外問わず、次に掲げる要件をすべて満たす単独又は複数の企業・団体・個人であることが必要です。

ア-1 企業・団体等の場合

(ア) 法人格を有するか、又は権利能力なき社団の要件を備えていること。

(イ) 応募に関する責任者が2025(令和7)年1月31日時点で18歳以上であること。

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

ア-2 個人の場合

(ア) 2025(令和7)年1月31日時点で18歳以上であること。

(イ) 成年後見登記ファイルに登録されていないこと。

(ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始決定を受けて復権を得ない者ではないこと。

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

イ 複数の企業・団体・個人等の構成

複数の企業・団体・個人等を構成員として参加申込をするときは、各構成員が6(1)アに掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

【複数の企業・団体・個人等による参加申込の例】

業界団体の事務局、企業グループ(団体)を統括する委員会、企業同士の共同企業体、有志グループ等からの参加申込等が考えられますが、応募の際には、複数の企業・団体・個人等の関係が明確になるように、企業・団体・個人等の構成員の関係を説明する資料を添付してください。

ウ 本店又は主たる事務所もしくは現住所が海外にある企業・団体・個人による参加申込

本店又は主たる事務所、もしくは現住所が海外にある企業・団体・個人から参加申込があった場合には、6(1)アについて当該国における同等の法律等の要件を満たし、かつ「2027年国際園芸博覧会一般規則」第12条、及び「2027年国際園芸博覧会 特別規則第2号」第14条に基づき、協会からその企業・団体・個人の本店又は主たる事務所、もしくは現住所が所在する国等の政府に参加申込があった旨を通知し、協会宛てに当該政府代表又は当該政府において参加について承認する旨の回答を得られることが要件となります。

(2) 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、次のとおりです。なお、スケジュールの詳細は、今後お知らせします。

<公募スケジュール>

2024年10月25日(金)	二次公募要領公表、質問受付開始
2024年11月15日(金)	二次公募受付開始
2025年1月24日(金)17時	質問受付締切 ※募集枠満了次第、受付終了
2025年1月31日(金)	二次公募受付締切 ※募集枠満了次第、受付終了
2025年2月以降	審査、二次公募出展者内定
2025年4月以降	出展内定者説明会実施、出展区画決定、出展契約の締結 出展者による企画検討・設計、出展計画の提出

<公募後のスケジュール>

2026年3月まで	敷地の引き渡し
2027年3月19日(金)	GREEN×EXPO 2027開会
2027年9月26日(日)	GREEN×EXPO 2027閉会
閉会后	展示物の撤去、敷地を原状回復のうえ返還

※募集上限満了次第、速やかに、協会ホームページに

(<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/flowergreen/>)に掲載します。

(3) 質問受付

ア 質問票の提出

(ア) 受付期間

2024年10月25日(金)から2025年1月24日(金)17時まで

※募集上限満了次第、受付期間終了を待たずに受付終了となる場合があります。

(イ) 提出方法

質問票(様式6)に質問内容を記載し、出展事務局へ電子メールで提出してください。

◇件名: 【質問】2027年国際園芸博覧会 花・緑出展(屋外出展)

◇アドレス: shutten-entry@expo2027yokohama.or.jp

※電子メールの設定について、6(9)を確認ください。

(ウ) 提出の確認

質問票が送信された電子メール宛てに出展事務局から3営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。出展事務局からの返信メールが届かない場合は、電話(電話番号: 045-307-2057)で問い合わせてください。

※電話受付時間: 平日(土曜、日曜、祝日及び年末年始(2024年12月29日～2025年1月3日)を除く) 9時から17時まで

イ 質問への回答

メール送信により個別に回答するとともに、参加申込者が応募にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ

(<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/flowergreen/>)に掲載します。

これによる追加掲載事項は、本公募要領の一部となり、すべての参加申込者に適用されることがありますので、随時ご確認ください。

(4) 応募手続

ア 公募要領の提供及び提出書類の受付

(ア) 提供期間

2024年10月25日(金)から2025年1月31日(金)まで

※募集上限満了次第、提供期間終了を待たずに提供終了となる場合があります。

(イ) 提供方法

協会ホームページ

(<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/flowergreen/>)からダウンロードしてください(郵送による提供は行いません)。

(ウ) 応募受付期間

2024年11月15日(金)から2025年1月31日(金)まで

※郵送の場合、応募受付締切の日の消印があるものまでを有効とします。

※募集上限満了次第、応募受付期間終了を待たずに受付終了となる場合があります。

(エ) 提出方法

提出書類一式を下記の送付先へ電子メールにて提出してください。電子メール送付の際、件名は「【送付】花・緑出展にかかる提出書類について(屋外出展)」としてください。

※持参は受け付けません。

※原則として電子メールにてご提出いただきます。電子メールでご提出いただくことができない場合に限り、郵送でも受け付けます。レターパックや配達証明等、協会に配達されたことが把握可能な郵送方法を推奨します。

※郵送の場合、消印日の17時受付扱いとします。消印のないものについては、到着日の17時受付扱いとします。

※電子メールの設定について、6(9)を確認ください。

◇提出書類の送付先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 出展部 出展課(出展事務局)

E-mail :shutten-entry@expo2027yokohama.or.jp

住 所:〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13松村ビル本館3階

(オ) 受領の確認

提出書類を送信された電子メール宛てに出展事務局から3営業日以内に受領が完了した旨の返信メールを送信します。郵送による提出の場合は、電話にてご連絡します。出展事務局からの連絡がない場合は、6(3)アと同様、電話(電話番号:045-307-2057)で問い合わせてください。

※この時点では、申込は完了していません。

(カ) 提出書類の不足等

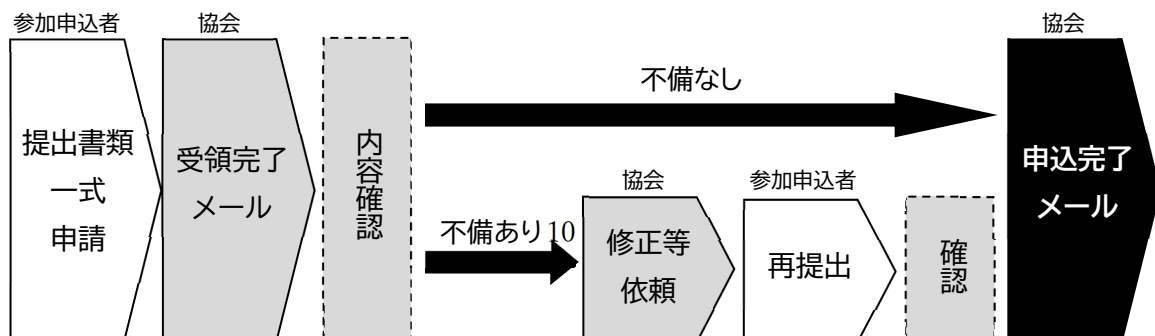
提出書類について、出展事務局にて内容確認を行います。提出書類に不足等がある場合は、出展事務局から3営業日以内に参加申込書に記載の連絡窓口担当者宛てにご連絡します。提出書類の訂正等による再提出となった場合は、速やかにご対応ください。

※この時点では、申込は完了していません。

(キ) 申込完了

提出書類一式がすべて揃った時点で申込完了となり、二次公募の審査対象となります。

申込完了となりましたら、提出書類を送信された電子メール宛てに出展事務局から申込完了メールを送信します。郵送による提出の場合は、電話にてご連絡します。



(ク) 費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とします。

イ 提出書類

- (ア) 下記の【応募に必要な書類等】を提出してください。
- (イ) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。
- (ウ) 各様式において、記載内容が記入枠に収まらない場合は別紙に記載し提出してください。なお、別紙に記載している旨を必ず明記してください。
- (エ) 「参加申込書(様式1-1)」は、その各項目における記載事項がない場合には、「該当する内容はありません。」等と記載したうえで提出してください。
- (オ) 複数の企業・団体・個人等での参加申込の場合は、構成するすべての企業・団体・個人等それぞれから「持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式3)」および「誓約書(横浜市暴力団排除条例関係)(様式4)」の提出が必要です。
- (カ) 提出書類に不備があったとき又は虚偽の記載があったときは、出展参加資格を失うことがあります。
- (キ) 一度提出された提出書類の訂正及び差し替え等は認めません。(ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、出展事務局が指示する場合は除く。)

【応募に必要な書類等】

- ①2027年国際園芸博覧会花・緑出展(企業・団体・個人)＜二次公募＞参加申込書【屋外出展】(様式1-1)
- ②【該当者のみ※1】複数の企業・団体・個人等での参加申込の場合構成員届出書(様式2)
- ③【該当者のみ※1】複数の企業・団体・個人等での参加申込の場合構成員の関係を説明する資料(団体規約、相関図等)
- ④持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式3)※2
- ⑤誓約書(横浜市暴力団排除条例関係)(様式4)
- ⑥【任意※3】過去のイベント等における出展実績資料(様式5)
- ⑦質問票(様式6)

※1 6(1)イに該当する場合、②・③を提出してください。

※2 ④についてはPDF化せず、Excelファイルでご提出ください。

※3 ⑥は任意提出となります。出展場所の検討等に活用させていただきます。実績がない場合は提出不要です。

ウ 提出書類の返却

提出書類は返却しません。

エ その他

- (ア) 屋外出展・屋内出展のどちらにも応募することができます。
- (イ) メールで提出する場合は、協会の受信サーバの容量上限のため、合計8MBまでとしてください。容量を超える場合は、圧縮もしくは分割して送信してください。
- (ウ) 郵送で提出する場合は、A4サイズで提出してください。
- (エ) 郵送で提出する場合は、封筒の表面に以下の内容を記載してください。

「花・緑出展(企業・団体・個人) 参加申込書 在中」

- (オ) 提出書類に記載された情報は、参加申込の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。出展事務局において、提出書類を他の参加申込者に知られることのないように取り扱い、保管をします。ただし、参加申込の決定に必要な限度で日本国政府(農林水産省及び国土交通省等)・神奈川県・横浜市へ提供することがあります。ご了承のうえ記入ください。その他、協会のプライバシーポリシー(個人情報保護に関する基本方針)については、協会ホームページをご覧ください。

協会ホームページ:<https://expo2027yokohama.or.jp/privacy/>

- (カ) 提出書類の持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式3)の作成に当たりましては、「持続可能性に配慮した調達コード」、「持続可能性に関する特記事項」、「誓約書」をご覧ください。

協会ホームページ:

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

- (キ) 参加申込の取下げを行いたい場合は、出展事務局に電話又は電子メールにてご連絡ください。出展事務局から参加取下書を送付しますので必要事項を記入し、提出してください。

(5) 出展者決定に関する事項

ア 審査方法

協会は、表-4のとおり、審査項目に従い提出書類の審査を行い、出展者を決定します。二次公募については、募集上限があるため、申込完了後順次、審査を行います。なお、参加申込書の記載内容について、協会から個別に質問を行うことがあります。

【表-4 審査項目及び審査内容】

審査項目	審査内容
出展参加資格	・出展参加資格(6(1)参照)を有しているか。
GREEN×EXPO 2027テーマ・サブテーマとの関連性	・GREEN×EXPO 2027のテーマの実現を目指す内容となっているか。 ・サブテーマのいずれかに当てはまる内容となっているか。

	いるか。
計画の実現性・具体性	・出展の実現可能な計画を有しているか。

イ 審査結果の通知

- (ア) 審査結果は採択に関わらず、電子メール(電子メールがない場合は郵送)で個別に通知します。万一、2025年3月までに審査結果が届かなかった場合は、出展事務局に電話又は電子メールで問い合わせてください。
- (イ) 審査結果で出展が内定となった者(以下、「出展内定者」という。)には、出展承諾書(内定通知)を交付します。
- (ウ) 出展内定者の名称等については、協会ホームページにて公開する可能性があります。

ウ 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格(審査対象からの除外)とします。

- (ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (イ) 本博覧会の主旨と著しく相違がある場合
- (ウ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

エ 内定の辞退

出展内定を辞退する場合は、出展事務局に電話又は電子メールにてご連絡ください。出展事務局から辞退届出書を送付しますので必要事項を記入し、提出してください。

(6) 出展区画の割り当て

- ア 出展参加のため使用する区画割り当てについては、会場全体のレイアウトを考慮し、協会が決定します。
- イ 割り当てられた敷地は、第三者へ転貸することはできません。
- ウ 出展事務局は、既に割り当てた敷地を必要があれば変更することがあります。その際は、事前に出展内定者に連絡します。

(7) 出展内定者説明会(二次公募申込者対象)

出展内定者は、「出展内定者説明会(以下、「説明会」という)」に、出席してください。説明会の詳細については、出展内定者に電子メール又は郵送で通知します。

- ・実施日:2025年4月以降(審査結果通知後)
- ・場 所:横浜市内(オンラインでの実施も検討中)

(8) 契約手続について

- ア 出展内定者は、協会との間で出展契約を締結します。出展契約の締結をもって、本博覧

- 会の花・緑出展が確定します。
- イ 出展契約は、指定された区画の使用と花・緑出展に関する事項を主たる内容とします。出展契約の締結をもって、出展する区画の位置が確定したものとみなします。
- ウ 出展契約にあたり、花・緑出展に関する事項については、出展者の意向をできる限り尊重しますが、法令その他の事情を踏まえ、出展事務局は、出展者に内容の変更を求める場合があります。
- エ 出展内定者が契約締結日までに出展参加資格に掲げる要件を欠くことが判明し、また、欠くことになったとき、その他協会が契約締結の相手方としてふさわしくない事情が判明したときは、協会は、出展契約を締結しないことがあります。
- オ 契約締結後であっても、出展事務局からの問い合わせに応答がない場合や出展内容が本博覧会にふさわしくない(例:1(2)の要件を満たさない)と出展事務局が判断した場合等においては、開催前・開催期間中を問わず、契約を取り消すことがあります。
- カ 上記以外の契約手続きに関する詳細については、別途、出展内定者にのみ通知します。

(9) その他

ア 出展事務局からの連絡は、原則は電子メールとさせていただきます。セキュリティ設定や、迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがあります。メールの不達について送信元に届かない場合もあり、出展者からの問い合わせを受けない限り知ることができません。

参加申込前に下記ドメインのメールが受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をしてください。

<ドメイン> expo2027yokohama.or.jp

イ 出展事務局から電子メールにて資料データを送付させていただくことが見込まれるため、できる限りPC等で受け取れる電子メールをご使用ください。

7 特記事項

本募集要項に記載のすべての内容は2024年10月25日時点での計画内容となります。今後の状況により変更・修正することがあります。

◇問い合わせ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 出展部 出展課(出展事務局)

住 所:〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル本館 3 階

E-mail:shutten-entry@expo2027yokohama.or.jp

電話番号:045-307-2057

※電話受付時間:平日(土曜、日曜、祝日及び年末年始(2024年12月29日~2025年1月3日)を除く) 9時から17時まで